

産前産後休業期間中の保険料免除について

第一種組合員が産前産後休業を取得した場合、保険料免除申請書を同休業期間中に提出いただくことにより、組合員負担分及び事業主負担分の保険料を免除します。

免除を希望されるときは、次の手続きが必要となりますので、事業所の保険事務担当者へ申出てください。

- ・産前産後休業期間とは、出産の日（出産の日が産後の予定日後のときは産後の予定日）以前 42 日（多胎妊娠の場合は 98 日）から、産後の 56 日までの間において、妊娠又は産後の理由により労務に服さない期間をいいます。
- ・保険料免除期間は、第一種組合員が産前産後休業を取得した日の属する月から、同休業を終了した日の翌日が属する月の前月までとなります。
- ・出産前に申請された場合であって、産後予定日と産後日が相違したときは、産前産後休業期間も変更となりますので、同休業期間の変更について改めて申請いただく必要があります。
- ・産前産後休業終了後、引き続き育児休業を取得された場合は、育児休業等期間中の保険料免除の申請をいただくことにより組合員負担分及び事業主負担分の保険料を免除します。

●申請手続き

当該保険料免除を申請する場合は、「[産前産後休業取得者申請書/変更（終了）届](#)」を組合ホームページから印刷のうえ、「産前産後休業免除申請」欄等の必要事項を記入して、産前産後休業期間中に事業主経由で提出してください。

●産前産後休業終了届の提出について

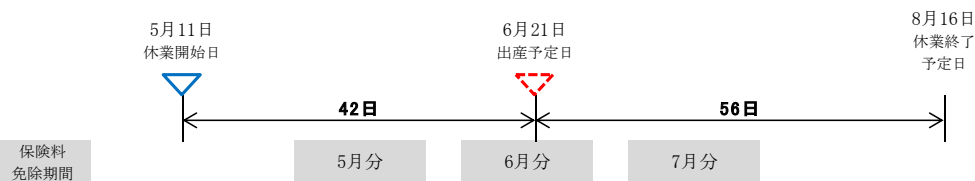
産前産後休業の終了予定日前に同休業を終了した場合は、休業終了日等の必要事項を記入して、「[産前産後休業取得者申請書/変更（終了）届](#)」を事業主経由で組合に提出してください。

※保険料免除の申請手続きは、申請書の提出時期（産前・産後）により、手続きの流れが変わりますので、次頁「産前産後休業期間中の保険料免除申請の手続き（例）」を参照してください。

産前産後休業期間中の保険料免除申請の手続き（例）

1 出産前に申請書を提出する場合

① 出産前（産前産後休業取得後）に保険料免除申請書を（まず）提出（出産予定日：6月21日）



② 出産予定日と出産日が相違した場合、出産後に期間変更について申請書を提出

ア 出産予定日前に出産した場合（出産予定日：6月21日→出産日：6月10日）



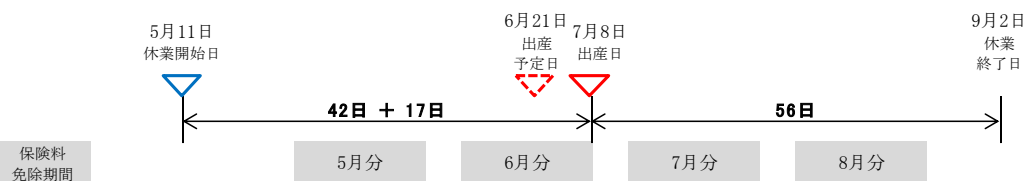
⑦ 当初の産前休業開始前（4月30日から5月10日までの期間）においても、妊娠又は出産の理由により休業していた場合



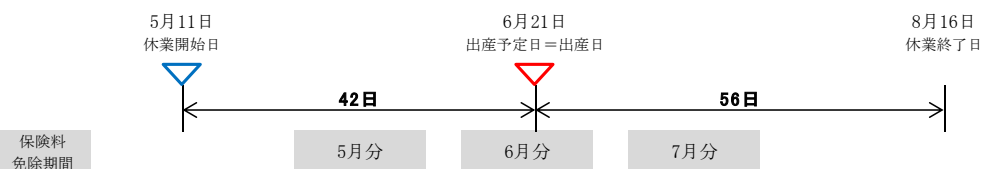
⑧ 当初の産前休業開始前は業務に従事していた場合



イ 出産予定日後に出産した場合（出産予定日：6月21日→出産日：7月8日）



③ 出産予定日と同一の日に出産した場合、期間変更についての申請は不要（出産予定日&出産日：6月21日）



2 出産後に申請書を提出する場合

出産予定日及び出産日（子の生年月日）、子の氏名などを申請書に記載のうえ、産前産後休業期間内に事業主経由で提出してください。
ただし、出産予定日前に出産した場合は、「1」の「②」の「ア」のとおり、**当初の産前産後休業開始前**における妊娠又は出産の理由により休業していた期間の有無を踏まえて、産前産後休業期間内に申請書を事業主経由で提出してください。

3 産前産後休業終了前に復職した場合

保険料免除終了届を事業主経由で提出してください。

